第 18 号



# 教えて!知ってトクする法律の話

新生活のスタート! 住まいを借りるときの注意点は?



#### 契約書類の内容をよく確認しましょう!

賃貸借契約(家や部屋を借りる契約)を結ぶときには、入居中や退去時のトラブルを避けるためにも、契約内容をしっかり確認する必要があります。契約するときには、契約を仲介する不動産会社から「賃貸借契約書」と「重要事項説明書」が渡され、説明をうけますので、その内容をよく確認しましょう。

契約期間はいつからいつまでか、借りる住まいの設備はどうなっているか、家賃(賃幣)はいくらか、いつどうやって支払うのかといった基本的な内容の他にも、見落としがちなルールや、分かりにくいポイントを紹介します。

## ① 初期費用

最初に支払うべきお金(初期費用)を確認しましょう。一般的には「<u>敷金</u>」や「<u>礼金</u>」などがあります(このほかに仲介手数料や前家賃、火災保険などがかかることもあります)。「敷金」は、家賃を滞納したときや、退去時に修理が必要になった場合に備えて、貸主(家・部屋を貸す人)に預けておくお金です。家や部屋を返した時に残金があれば、敷金を返してもらうことができます(まれに返さないという契約になっていることもあります)。「礼金」は、住まいを貸してもらうお礼として支払うお金で、返してもらうことは予定されていません。

「敷金」は「<mark>保証金</mark>」などの他の名前になっていることもありますので、契約内容をよく確認しておきましょう。



## ② 禁止事項

禁止事項としてこのようなものが考えられます。守れないものがないか確認しましょう。

森•濱田松本法律事務所

- ペットを飼ってはいけない
- 勝手に他人と一緒に住んではいけない/単身者専用
- ・ 楽器を演奏してはいけない
- 共用部分(階段や廊下)に物を置いてはいけない
- 転貸(他の人に又貸しすること)してはいけない
- ・共用部分や自室など、禁止されている場所で喫煙してはいけない



#### ③ 解約についてのルール

契約を解約して家や部屋を返したくなったとき、貸主や仲介業者に対して何日前までに通知しなければならない、といったルールも定められていますので、確認して覚えておきましょう。また、短い期間で解約するときは「違約金」を支払わなければならないと定められていることがありますので、確認しておきましょう。例えば、「2年間の契約のうち、1年未満で解約する場合には、家賃1か月分相当の金額を支払う」等と定められていることがあります。

## ④ 更新料

契約期間が終わってもその住まいに住みたいときは、事前に契約期間を更新する必要があります。更新するときに「更新料」や「事務手数料」といったお金を支払わなければならないと決まっていることが多いです。また、家賃が値上げされる場合もあります。

## ⑤ 共益費

マンションやアパートには、廊下、エントランス、エレベーター等、住んでいる人が共同で利用する部分があります。その共用部の維持のために支払うお金が「共益費」です(「管理費」など他の名前になっていることがあります)。通常、家賃とともに毎月支払うものですので、共益費の金額も確認しておきましょう。

契約書類の内容をよく確認した A さんは、無事、賃貸借契約を結ぶことができました! ところで、住み始める前にも、チェックポイントがあります。

A さんは、何をする必要があるのでしょうか…?(賃貸借契約編②に続きます。)



担当:小林 美智、森 琢真、岩並 野乃佳、金 伽耶、中矢 仁武

森•濱田松本法律事務所